

# 原子力利用の「基本的考え方」 について

平成27年3月10日

黒川 清

政策研究大学院大学

客員教授

# 原子力委員会の責務

## 【原子力委員会設置法】

### 第一章 総則（目的及び設置）

**第一条** 原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 第二章 所掌事務及び組織（所掌事務）

**第二条** 委員会は、次の各号に掲げる事項（安全の確保のうちその実施に関するものを除く）について企画し、審議し、及び決定する。

- 一 原子力利用に関する政策に関すること。
- 二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整に関すること。
- 三 原子力利用に関する資料の収集及び調査に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務その他原子力利用に関する重要事項に関すること。

## 【特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律】

### 第三条（基本方針）

経済産業大臣は、特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならない。

3 経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会（前項第四号及び第五号に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するものにあつては、原子力規制委員会）の意見を聴かなければならない。

### 第四条（最終処分計画）

経済産業大臣は、基本方針に即して、経済産業省令で定めるところにより、五年ごとに、十年を一期とする特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画（以下「最終処分計画」という。）を定め、これを公表しなければならない。

3 経済産業大臣は、最終処分計画を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会（前項第四号に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するものにあつては、原子力規制委員会）の意見を聴かなければならない。



**? 無形文化遺産 ?**

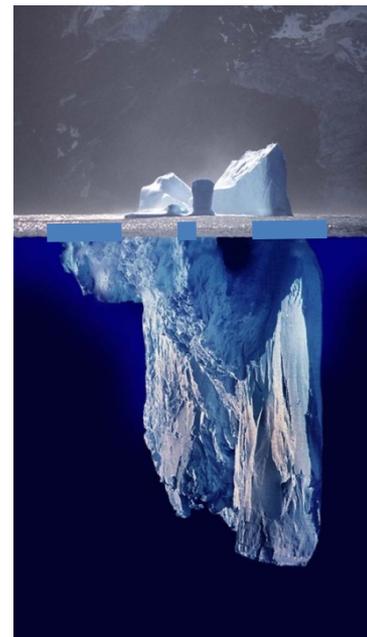
# 福島事故の原因究明から得られた教訓

## 事故の直接的原因:

- ◆ 不十分な「深層防護」
- ◆ 過去の知見、経験の反映/継承の仕組みの不在
- ◆ 安全意識の欠如、必要な安全対策の欠如
- ◆ 規制の虜  
規制する側（学術・科学者を含む）が規制される側の虜に

## 事故の根源的原因:

- ◆ さらに高い安全水準を目指し学び、問い続ける姿勢の欠如
- ◆ 安全文化の欠落
- ◆ 原子力関係者の独善的マインドセット
- ◆ 排他的かつ同質性の高い組織文化



# 我が国の責任⇔世界からの期待

- ◆ **世界の原子力規制・行政（≠国内の原子力関係業界）との開かれた実効的な双方向コミュニケーション**
  - **事故原因の総括**
  - **廃炉のプロセス**
  - **汚染水問題の解決**
  - **新たな規制組織の在り方 等**
  
- ◆ **原子力事故時対応の真摯な省察とモデルケースの世界との共同開発**

# 世界からの日本人と日本の組織の見え方

## ◆ 積極的評価:

- 事業オペレーションの安定性.
- エンジニアの勤勉性.
- オペレーターの練度.
- 技術者の練達度.
- 高水準の公教育. …等

## ◆ 消極的評価:

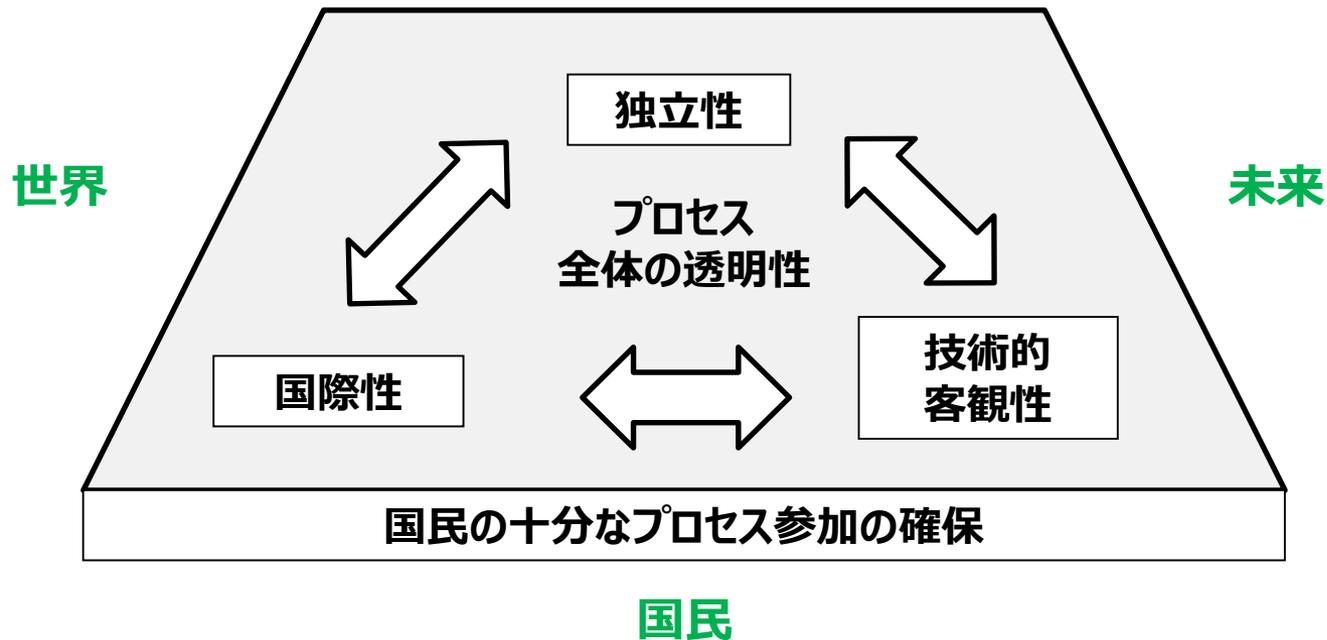
- 不透明な意思決定プロセス.
- 国際社会からの孤立と独善.

## ◆ ガバナンス面の評価:

- 高い組織への忠誠心と強い組織防衛的対応.
- コンセンサスの重視と脆弱なリーダーシップ.
- アカウンタビリティ (≠「説明責任」) の欠落

# 信頼回復に向けて必要な変化、要件 ～原子力関係者の「透明性」・「世界との連携姿勢」～

## 1. 原子力関係行政プロセスの要件



## 2. 世界の規制機関との対話と連携

- 規制レベルの世界標準化
- 世界の規制機関との協働
- 人材の交流、専門家の育成